

紀美野町第3回定例会会議録

令和5年9月27日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和5年9月27日（水）午前9時00分開議

- 第 1 議案第60号 紀美野町手話言語条例の制定について
 - 第 2 議案第61号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について
 - 第 3 議案第62号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
 - 第 4 議案第63号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
 - 第 5 議案第64号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第 6 議案第65号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第 7 発議第 1号 紀美野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 - 第 8 発議第 2号 インボイス制度の延期又は中止を求める意見書案について
 - 第 9 議員派遣の件について
 - 第10 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会活性化特別委員会）
（議会広報特別委員会）
（決算審査特別委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
1 0 番	伊 都 堅 仁
1 1 番	美 濃 良 和
1 2 番	美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
消 防 長	家 本 宏
総 務 課 長	坂 詳 吾
企画管財課長	中 前 貴 康
住 民 課 長	東 浦 功 三
税 務 課 長	坂 昌 美
保健福祉課長	森 谷 善 彦
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	米 田 和 弘

教 育 次 長 曲 里 充 司
会 計 管 理 者 太 田 具 文
水 道 課 長 長 生 正 信
まちづくり課長 湯 上 増 巳
美 里 支 所 長 （湯上 増巳）
代表監査委員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

先に、9月21日に設置した決算審査特別委員会を同日招集し、委員長に伊都堅仁議員、副委員長に藤井基彰議員が選ばれましたので報告いたします。なお、決算審査特別委員会開催日時は、10月6日（金）、11日（水）及び13日（金）の3日間、いずれも午前9時から本会議場で予定されていますので併せて報告いたします。

次に本日、議員提出議案として発議第1号及び第2号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し提案説明の後、審議・採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第60号 紀美野町手話言語条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第1、議案第60号、紀美野町手話言語条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、少しお聞きしておきたいと思います。

この条例がうちの町でも制定に向けてされてることに対して、敬意を表しますが、第3条ですね、町の責務という部分ですが、そこで手話の普及等を図り、手話が使用されやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を推進するものとする、ということ（1）、（2）、（3）というふうに三つございますけれども、これについてどのように考えられておられるのか。お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） おはようございます。それでは美濃議員の御質疑にお答えします。

手話言語条例第3条では、町の責務を記載させていただいております。現在、町では手話通訳者の派遣事業というのを町の方では実施していますが、今後はこの条例に基づく施策の基本方針を策定していきたいと考えております。取組については、近隣市町村の取組を参考とさせていただくとともに、当事者や通訳者、その他関係者の意見も聞きながら施策をつくり、本条例の周知・PRに取り組んでいきたいと考えております。

そして、紀美野町障害者基本計画に掲げる地域での支え合いにより、自分らしく生き生きと安心して暮らせるまちづくりの実現を目指して取り組んでまいりたいと思いますので、議員の方々はじめ、町民の方々、事業者の協力なしには、この施策は遂行できませんので、御協力よろしくお願いします。

（保健福祉課長 森谷善彦 降壇）

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 近隣の状況も見ながらということでありましたけれども、大体時間的な計画というのは、どういうふうになっていますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員の御質疑に、ただいま森谷保健福祉課長がお答えさせていただきましたが、当町ではこれまで手話言語条例を制定できておりませんでした。そういうことで、手話を必要とされる方々に大変心苦しい思いをさせてきたのではないかとこのように思っております。そういうことでまずはおわびを申し上げたい。非常に遅れたわけなんです、この言語条例を制定して、手話を必要とされる方々が他人と意思の疎通を図りやすくして、そして紀美野町で住みよいまちづくりにしていきたいという思いでありますので、今、御質疑あった3条の責務というのはあるんですが、町として積極的にスピーディに、いろんな施策を講じてまいりたいとこのように考えておりますので、どうかよろしくお願いしますと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 非常にそういうことで、積極的なのは分かるんですけども、大体スピーディにというふうな答弁でありましたけども、大体いつ頃をめどに進められていくのか。その辺はどんな計画になっていますか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは美濃議員の再質疑にお答えします。

基本的にこの条例に基づく施策の基本方針については、今年度中に作成して、来年度予算にその施策を反映できればと考えております。なお、9月議会のほうでは、手話に対する理解を深めてもらうために、簡単な体験講座、手話講座を予算化して、ちょっとでも早く理解を進めるよう、また広報でもこの手話言語条例の制定ができたということ、周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 資格を持った人は何人いますか。都道府県資格と国家資格でもいいですけども、それを伺えますか。町の職員で持っていच्छる方。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えします。

手話の通訳者の資格を持ってる方については、すみません、ちょっと数字を把握してないところです。町の職員については、手話の資格を持った方はいませんので、職員も手話の簡単な会話ができるように、施策として盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

（保健福祉課長 森谷善彦 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今、いろんなサークルで手話の教室みたいなのをやってますよね。町の職員で養成するというのが非常に大事ですよね。もしそういう困った方が来られたら対応できないじゃ困りますから、筆談でなかったらできないでは困りますから、当然養成すべきだと思いますよね。早急にそういう手だてを取って、やはりちょっと計画的に町職員である程度の手話が話せると、できるという方を養成していただきたいと思います。それに対して町はバックアップを十分やるような施策を盛り込むべきだと思います。その点どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 現在、窓口には手話マークとか筆談マークの標識をつけて、筆談で会話をするように取り組んでいるところです。埴谷議員のおっしゃられるとおり、その辺りについてきちんと行政のサービス内容をお伝えする、向こうの相談を聞くという体制づくりについては、積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第60号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第61号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第2、議案第61号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この条例の改正後のところで、最後のほうにあるんですが、電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限ると、それを使用して申請しなければならないと、こういうふうになっておりますけれども、これは具体的にどういうふうなことになってくるわけですか。マイナンバーカードとか、そういうふう

な物になってくるのか。その辺についての御説明をお願いしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長 (東浦功三) 美濃良和議員の御質疑にお答えしたいと思います。

改正後のところで、電磁的記録媒体が組み込まれたものに限るところの意味合いなのですが、この条例の改正につきましては、今までマイナンバーカードのみでコンビニ交付等でしか受けられなかったんですが、それが5月11日の法律の改正により、スマートフォンにおいても移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された物であれば、それをすることができると、そういうふうに改正されております。

というのは、マイナンバーカードのほうでは、マイナンバーカード用の利用者証明用電子証明書が記録されております。それに加えて、スマートフォンには、移動端末設備用利用者証明用電子証明書、これも本人であるという確認の証明なんですが、それをスマートフォンに組み込んだものでないとそれはできませんよという、そういう意味合いでございます。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 1 1 番、美濃良和。

○1 1 番 (美濃良和) そうすると、ちょっと聞こえにくかったんですが、要するにマイナンバーカード、あるいはスマホに登録された、その2種類しかない、そういうふうな意味合いだったんですか。もう少しそのところが聞こえにくかったんで、その説明をお願いしたいと思います。

○議長 (美野勝男) 東浦住民課長。

○住民課長 (東浦功三) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、コンビニ交付を受ける場合は、マイナンバーカード、もしくは移動端末設備というのは、スマートフォンのことでございます。それにマイナンバーカードと同様に、その利用者用電子証明書が組み込まれた物のみ、それをすることができるというふうに解釈していただいたらと思います。

以上です。

○議長 (美野勝男) 1 1 番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、マイナンバーカードを取得しない、あるいはスマホの対応をそういうふうに設定していなければ印鑑証明は取れないと、そういうふうな意味合いにもなるんですか。その辺はなくても、そういうふうにマイナンバーカードがなくても、印鑑証明は発行できるのかどうか、そここのところの説明をお願いします。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） マイナンバーカード及びこの改正により、移動端末設備がなかったも、今までどおり窓口でその交付はさせていただきます。ですがコンビニ交付に限りましては、本人確認が必要ですので、そういう利用者証明用電子証明書が搭載された物に限るということになります。コンビニ交付でのみ、マイナンバーカード及びその移動端末設備でしか取れないということになります。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） ごめんなさい、私もちょっと疎いものでよく分からない。利用者のスマートフォンにアプリか何か入れるんですよね。そういう電子証明書というのはどうやって、どういう格好でどのようなものをどうしたら組み込めるということになるのでしょうか。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

（住民課長 東浦功三 登壇）

○住民課長（東浦功三） 埴谷議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

マイナンバーカードをお持ちの方でございましたら、そのマイナポータルというサイトを通じて、スマートフォンでもってそのアプリを取得してもらいます。その中でマイナポータルによってその手続をしていただくと、電子証明書の申請をして、それが御自身のスマートフォンに搭載されていく。その手続を踏んでいただくということでございます。

以上でございます。

（住民課長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで、討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第62号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第3、議案第62号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 議案書の34ページから35ページにかけまして、現行の図ですね、禁煙のマークあるいは火気厳禁で旨の表示ですか。それから、喫煙所である旨の表示と、この三つのマークがあるわけでございますけれども、これは削除されると。削除されて改正後の今4項、5項ですか、そのところで、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないと、こういうふうに書かれておりますけれども、これはそういうここに載ってませんけれども、そういうふうな図記号があるというふうに判断してよろしいんでしょうか。その辺がどんな物なのかよく分かりませんので、具体的などころでお願いしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長 (家本 宏) それでは美濃良和議員の御質疑に答弁させていただきます。

今回の改正に関しましては、健康増進法において、喫煙所である旨の標識を設置することが必要となっていると。条例においても火災予防条例の観点から、この標識を設置しなければならないと、そういったことから異なる法令で重複する標識を設置してはならないといったことを防ぐために、この条例に定めていた標識を削除して、今議員おっしゃられた国際標準化機構、または日本産業規格に適合する標識にという形に改正するものがございます。

今まで設置しているこの標識は、全く取り除かなければならないかといいますと、そうではなくて、そのまま使用できますし、この標識そのものに関しましても、ちょっと今この手元に小さくて申し訳ないんですが、禁煙このたばこのマークが入った、こういったほとんどあまりは変わりがないような標識が一応定められてまして、こういったものに関しては J I S 規格、または I S O 規格といったような辺りで、この 7 0 1 0、7 0 0 1、または Z 8 2 1 0 といったような形で検索すれば、一応この標識が出てくるといったような状況で、ほとんど表記に関しては変わりがないものでございます。

先ほど言ったように、重複する標識の設置を防ぐために、条例のほうを削除して一本化したということでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長 (美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9 時 2 4 分)

再 開

○議長 (美野勝男) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 9 時 2 6 分)

家本消防長。

○消防長 (家本 宏) 今、埴谷議員からいただきました御指摘でございます。申し訳ございません。

○6 番（埴谷高夫） 訂正、訂正。

○消防長（家本 宏） えらい、どうもすみません。これは抜けております。また訂正をさせていただきたいと思います。非常に申し訳ございません。

○議長（美野勝男） 訂正しますということを、今言うてくれたけれども、それで訂正するということをきっちりしといたらええと思うんで。

○消防長（家本 宏） これは、条例にもちゃんと載ってますので。
このままでよろしいですか。一旦席につきますか。

○議長（美野勝男） もうそのままで。
「あ」が抜けていましたということを言うてくれたら。

○消防長（家本 宏） 分かりました。

非常に申し訳ございません。議案書の35ページ、これ34ページから続いての別表第7、これの「火気厳禁である旨の表示」というように記載しなければならないところを、「火気厳禁である旨の表示」ということで、「あ」という文字が抜けておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。非常に申し訳ありません。おわびを申し上げます。

（消防長 家本 宏 降壇）

○議長（美野勝男） ただいま訂正の答弁がありましたので、それぞれ訂正をお願いしたいと思います。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほど説明いただきまして、別表第7のそのマークですね。図記号、これについては新しく変わった国際標準化機構とか、日本産業規格のものとあまり変わらないということでございますけれども、私も事前に消防のほうに行って状況を、そういう調べる間もなかったんですけれども、こういうものはできれば先に事前に、図と原稿とそれから改正ということで、図を出していただきたいというふうに思うんです。とりあえず、今回についてはこの新しく変わる図記号を、多分議員さん方も見たいと思いますので、また配付願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 美濃良和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今後同様の事案があった場に、そういったことに関する配慮と対応を心がけたいと思います。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第63号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（美野勝男） 日程第4、議案第63号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） まず4ページ、予算に関する説明書の4ページですが、このところで歳入が上がっております。このところで、20款の繰越金ですけれども、3億9,193万4,000円と、そういうことであります。これについての使い分けは見てみたら、約半分を基金に充当ということに、これは法律もありますけれども、そういうふうなことの範囲で、そういうふうにご考えておられるのかということで見ると、それについてお聞きしたいと思います。

あと、その下に起債ですけれども、町債6ですね、消防債このところで、合併特例債が2,000万円減額というふうになっております。これはどうなっているのか。それから合併特例債というのは、いつまで使えるものであるのか。その辺のところの合

併特例債についての説明をお願いしたいと思います。

それから5ページですが、歳出に入りまして、ここのところで説明いただいたのではと思うんですが、2款1項1目一般管理費ですね、ここのところでパートタイム会計年度任用職員を1名増員するというふうなことで上がっております。これについても一度説明をお願いしたいと思います。

それから、手話についても上がっておりますけれども、7ページに入りまして、こども家庭センターについて説明をお願いします。

それから、その下の5目の児童館運営費、ここのところで、補正額864万6,000円ですね。これについては、その他の財源を充てるということでありまして、これはさっきの説明では、小畑児童館の解体撤去工事でアスベストが含まれてることでしたかね。であったかというふうに思うんですが、それとその他の関係について、財源内訳のその他の関係についてお示し願いたいと思います。

それから、あと10ページですが、ここのところで9款2項小学校費ですね、ここのところで、学校管理費の中に入るんですけども、需用費、修繕料として41万3,000円、これ説明書のあれを見てみましたら、小川小学校の体育館の倉庫でしたか、雨漏りとかというふうになってたかというふうに思いますが、この41万3,000円で、だんだんと古くなってくるのは当たり前ですから、これでいけるのかどうか。

それから、その下の14節の下神野小学校の教室内窓設置工事費219万8,000円、これについても、ダンプカーの関係で音の問題があるというふうに聞くんですけども、これについて説明をお願いしたいと思います。

以上よろしくをお願いします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは私のほうから、美濃良和委員の御質疑にお答えいたします。

まず、予算に関する説明書の3ページでございます。20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金で3億9,193万4,000円の増額で、これにつきましては前年度繰越金の額の確定によるというものでございます。この額この繰越金の2分の1を基金として積み立てるといったものでございます。

それから、4ページの22款町債、1項6目消防債390万円増額でございます。これにつきましては、消防庁舎建設事業に係る緊急防災・減災事業債の協議の際に、起債対象経費の見直しがありまして、緊急防災・減災事業債を2,390万円増額いたしまして、合併特例債を2,000万円減額するという振替となっております。合併特例債の期限なんです、合併特例債につきましては令和7年度までということになってございます。

それから予算に関する説明書5ページのパートタイム、すみません、2款総務費、1項1目一般管理費の1節報酬116万3,000円ということで、パートタイム会計年度任用職員の費用でございます。これにつきましては、総務課の財政の事務を担っていただくということで、1名のパートタイム会計年度任用職員となっております。

私のほうからは以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは予算に関する説明書の7ページ、児童福祉総務費のこども家庭センターの整備の御質疑にお答えさせていただきます。

現在保健福祉課内にこども家庭センターを設置して、妊産婦から子育て世帯の相談、支援が必要な方へのサポートを保健師とともに、元保育士、元教師の会計年度任用職員を雇用して対応を図っているところでございます。

ただ、相談件数も非常に多く、不登校や虐待案件も年々増加していて、相談できる体制の整備をする必要があると考え、保健福祉課の1階部分の物置として使用している部屋を相談室に改修、それから2階のトレーニングルーム横の会議室の壁が、ちょっとかなり薄いので個人情報の会話もかなり多いので、壁を改修する。それから備品に関しては、相談室の会議用の机、椅子、それからパーティション、2階の執務室については、事務机、椅子、プリンターと書類ロッカーなどの整備を図っていきたいと考えております。

なお、この事業を実施に際しては、国の令和5年度のみ有利な補助金を活用して実施したいと思います。補助率は10分の9でございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の御質疑の7ページのところの5目児童館運営費のその他の財源、864万6,000円についての説明です。

こちら歳入の同じ予算に関する説明書の、3ページ目のところの19款1項6目公共施設等整備基金繰入金になります。この基金の繰入金から公共施設の解体撤去に要する経費の財源として充てられるという基金の目的があることによって、こちらのほうへ864万6,000円の充当を行っているということになります。

それから10ページ目のところになります。9款2項1目の小学校の学校管理費の修繕料です。41万3,000円の予算計上になります。こちらのほうは、小川小学校の体育館の北側に物置倉庫があるんですが、その物置倉庫がちょっと雨漏りがひどくなって、中の物が濡れるという状況になってきましたので、今回その屋根の張り替え修繕を行うということで41万3,000円の予算計上を行っております。

続きまして、14節の工事請負費の下神野小学校教室内窓設置工事になります。こちらのほう、下神野小学校の北側校舎に特別支援教室を設けているんですが、外の車の音が気になって、なかなか授業に集中できないということもありました。その児童が情緒障害を持って、車のエンジン音に敏感に反応するというような特徴があります。それで今回外からの音のある程度低減できるような内窓の設置工事を行うということで、219万8,000円の予算計上を行っているところです。

以上説明とさせていただきます。

（教育次長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 基金はそれで分かりました。合併特例債の説明いただきましたけれども、令和7年まで使えると。今回2,000万円減額するんですよね。この緊急防災・減災事業債を使って、合併特例債を減額するというところでございますけれども、合併特例債は今回2,000万円減額して、あとどれぐらいの枠が残っているわけですか。それについては当然合併によるものですから、その計画、何にでも使えるというものではないかというふうに思いますけれども、その辺についてはどういうふうな計画になっているのかをお聞きしたいと思います。

それで次、歳出の5ページなんですけれども、財政の事務を担ってもらうという答弁

でしたかね。これ今回そういうふうになってきた、財政のところが忙しくなってきたということなんでしょうけれど、これはどういうことから、そういう何というんですか、仕事が増えてきてるのか。その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、7ページで民生費の児童福祉費で、児童福祉総務費のところで今説明いたしたんですけれども、これによって、今こどもたちのいろいろとひきこもりとか、いろいろな不登校ですか、からはじまって虐待というふうなこともあるということなんですが、うちの町でどのぐらいそんなこと起こってるのですかね。お聞かせできればと思います。

児童館この運営費については分かりました。あと10ページの修繕料と、小川小学校と下神野小学校のところですけれども、小川小学校は張替をして、雨漏りを防止するということで説明いただいたんですけれども、この41万3,000円というふうな金額でいけるんかどうか、かなり広いように私ちょっと見せてもらって思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

それから下神野小学校ですけれども、もう頻繁にダンプが通ってると思います。こどもたちも前の入り口のところで危険なことがあったり、それから授業についても影響がやはり裏を通っている関係であるかというふうに思うんですけれども、それに対しても219万8,000円を使って窓の防音装置ですか、やっていただくということなんですけれども、今二つの特別室というふうなことであったかというふうに思うんですけれども、他の授業をする教室についてはどうであるのか。その辺はどうでしょうか。この219万8,000円という予算を取ってくれてるんですけれども、それで足りるものかどうか。その辺どうでしょう。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

まず合併特例債の件でございます。今回消防債で2,000万円減額ということで、その後の合併特例債の残りにつきましては、1億3,140万円が残ることとなります。

それから、予算に関する説明書5ページのパートタイム会計年度任用職員なんですが、現在総務課の財政のほうで、ちょっと1名体調不良によりましてちょっと休職をされております。そういうこともありまして、パートタイム会計年度任用職員の必要が生じたということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 現在虐待の件数についてですが、虐待対応している件については、現在29児童数、それから虐待ではないんですが、児童であるとか保護者自身に障害や発達、経済的な問題があって、支援する必要がある家庭は4件と、33件です。約10年前、平成25年度は全体で24件ということで、微増をしている状況です。その方々については、きめ細かに支援していく必要がありますので、訪問であったりこちらへ来て相談を受けたり、電話での支援をしたりというような内容ですので、かなりの件数となっております。

それから不登校に関しては、小さい頃から高校生までの案件について、こども家庭センターのほうでは見てるんですけども、不登校では合わせて20件ぐらいの対応をしているところです。この部分については、学校と連携しながらどのような支援をしているところですかというところで協議をしているところで、支援策についてその都度、その都度定期的にケース会議を行って対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 10ページ目のところの小学校費の修繕の関係で、小川小学校の関係の修繕です。今回、倉庫の屋根の部分の全面張り替えを行う予算を取っておりますので、対策的にはこれが一番いいのかなということで、現在予算を計上いたしております。

それから下神野小学校の工事の関連です。特にこの特徴としては音に過敏であるということでの現在対策を行うということでもあります。特に校舎北側で常時使う部屋が、この子がいる特別支援教室というのがありますので、その対策を行うということで今回予算計上を行っているという状況です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 10ページの下神野小学校の内窓なんですが、特別教室が二つとそれから3年生の教室のそばも通るのではないですか。その辺のところは大丈夫ですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 美濃議員御指摘の3年生の教室については、教室の中の窓というのは、北側には設置はされておきませんので、この対策をする部屋とはちよ

っと若干音の伝わり方は違ってくるとは思っています。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3 番、桐山尚己議員。

（3 番 桐山尚己 登壇）

○3 番（桐山尚己） 予算説明資料のほうで1点だけ伺います。

3 ページですね、2 款総務費、1 項総務管理費、ごめんなさい。そうですね、2 款総務管理費、6 目電子計算費ということで、1 2 節委託料、文書管理システム導入業務委託料ということで77万円の計上がございますが、この文書管理システムはどんなものなのかについて御説明願います。

以上です。

（3 番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

補正予算説明資料の3 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目電子計算費の中の委託料で、文書管理システム導入業務委託料でございます。文書管理システムにつきましては、現在当町でも行っているんですけども、この文書管理システムを今度電子決裁を行っていくということで、それに対して今のシステムでは対応できていない部分がございますので、このシステムの構築と現在あるデータの移行をするための費用として計上しているものでございます。

以上答弁いたします。よろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 電子決裁を行うためのものということではありますが、どのような、どの程度細かいものなのかというのは、ちょっとよく分からないんですけども、77万円というと非常に安価なのかなと。システム導入費用としては安価ではないかなというふうに思うんですが、これで全てですか。それとも取っかかりのみということなのか。その辺りに関して答弁願います。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 桐山議員の再質疑にお答えいたします。

この費用 77 万円につきましては、システムの導入費ということで、その構築費とデータ移行費ということでございますが、安価ではないのかなということなんですけども、これにつきましては現在業者のほうで、実証実験、パイロット事業ということで、こういうことをやっていくという中で、そういう試験的にやってる部分がございまして、それがうちが実証のモデルみたいな形でやっていくということになっておりますので、それに対して結構安価になっているということが、安価の要因ということとなっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 業者側としてはパイロット事業ということで、どんどん事業を広めていきたいという思惑があるわけですが、逆に言うと、実績がないということのわけですね。その実績がないものに対して、安価であるということに魅力を感じて任せるということに対して、その辺りちょっと不安を感じるところでもあるんですが、その辺りについてはいかがでしょうか。きっちりとしたものが出来上がってくるのか。その辺りの検討は十分なされているのかに関してお答えください。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 桐山議員の再々質疑にお答えいたします。

実績がないといいますが、今の業者は現在の電子文書管理システムですね、その一応保守を担っておりまして、現在でもそういうことで精通されてるということでございますので、責任を持ってやっていただけるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 63 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで、討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第64号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第5、議案第64号、令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） これは予算に関する説明書でございますけれども、この13ページに歳入があります。それで前年度繰越金、7款1項ですね。前年度繰越金が2,090万4,000円と、それに対して財政調整積立金、14ページの6款1項ですね、この1,045万3,000円、今回積み込むということでございますけれども、これによって基金はどれぐらい、幾らになるのかお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

（住民課長 東浦功三 登壇）

○住民課長（東浦功三） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この補正後の基金の残高という御指摘だったと思います。基金残高は1億4,952万6,911円となる見込みでございます。

以上でございます。

（住民課長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで、討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第65号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
について

○議長(美野勝男) 日程第6、議案第65号、令和5年度紀美野町介護保険事業
特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 9月議会ということで、いろんな大体の予算の状況が確定
できてるというふうなことで、組まれてるというふうに思うんですけども、そう
いうことで今繰越金がかかなり出てきてると。あとそれで、会計においても基金の積立て
が2,877万3,000円と、これによって基金残高は幾らになるのか、お聞かせいた
だきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) 美濃議員の御質疑にお答えします。

令和5年度の基金残高は1億1,108万3,000円の予定でございます。令和4年
度は8,230万8,000円ということで、増額となる予定です。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第65号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで、討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号 紀美野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長(美野勝男) 日程第7、発議第1号、紀美野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について議題とします。

提出者、上柏議員説明を求めます。

(5番 上柏皖亮 登壇)

○5番(上柏皖亮) 発議第1号

令和5年9月27日

紀美野町議会議長 美野勝男 様

提出者は5名で、私、上柏皖亮と埴谷高夫、桐山尚己、七良裕光、北道勝彦であります。

紀美野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員にかかる請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことから、紀美野町議会議員と紀美野町との間の同法第92条の2に規定

する請負の状況を公表すること等により、議員個人の請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するものであります。

1枚目をめくり1ページを御覧ください。

紀美野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例であります。

まず第1条では、目的として、請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とすると定めています。

第2条では、第1項において前会計年度中に町と請負した議員は、議長に対し請負の状況を報告をしなければならないことと及びその報告事項を、第2項において報告を訂正する必要があるときには、訂正内容の届出が必要であることを定めています。

第3条では、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めています。

2ページにかけまして、第4条では、第1項において第2条に規定する報告及び訂正の保存期間を、第2項において何人も議長に対し報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めています。

第5条では、委任規定として、この条例の施行に関し必要な事項は議長が定めるとしております。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会年度における請負から適用するとしています。

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(5番 上柏皖亮 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、発議第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第2号 インボイス制度の延期又は中止を求める意見書案について

○議長(美野勝男) 日程第8、発議第2号、インボイス制度の延期又は中止を求める意見書案について議題とします。

11番、美濃良和議員、説明を求めます。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは私のほうから、インボイス制度の延期又は中止を求める意見書案について、提案説明をさせていただきます。

提出の理由であります。

これは圧倒的に多くの方々が、これによって影響すると。御存じのように、1,000万円以上の業者の方については課税業者であります。1,000万円以下の非課税業者の方については、免税業者ということでございまして、そこで物の売り買い等する場合に、この物を納入した上の会社のほうからこの税金の対策として、インボイスのナンバーの入った請求書をもらいたいと、こういうふうに言われることになってくると思います。

そうになってまいりますと、この免税業者についてはそれが無い。そういうことで、ときには、それによって取引が停止されたり、またあるいは1割分を引いてお金を渡されるというふうなことにもなる可能性があるわけでありまして。そうになってまいりますと、大変困るのが小さな中小零細業者、その中には役場にも来ていただいているヤクルトレディからはじまって、いろんな方々がその影響を受ける、そういうことになります。

それでは今大変景気が悪いんですけれども、余計に悪くなっていく。そういうふうなことで、今多くの方々がこれに対して反対の声が上がってきてる。最近オンライン署名という方法で署名される方々が50万人近く署名されてると。このオンライン署名ですから、多くは若い方々になってくるかというふうに思います。そういう若い方々も含めて、このような制度はやめてもらいたいということで、運動が始まってきているわけがあります。そういうことで、我が紀美野町といたしましても、地方自治法に定められた

権利を持って、国のほうに対してこの意見書を上げていきたい。そういうことで時間の都合上、私のほうで意見書の案について読み上げて、さらにこの提案をさせていただきます。

インボイス制度の延期又は中止を求める意見書。

10月1日から、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしている。インボイス発行事業者の登録申請期限は、今年3月末とされていたが、運用開始間際の9月末まで延長された。

対象となる個人事業者・フリーランスは、農林水産業者、俳優・劇団関係者、個人タクシー、プロアスリート、シルバー人材センター会員、フリーター、内職など、多岐にわたる。

これまで年間の課税売上げが1,000万円以下であれば、免税事業者としての扱いであったが、インボイスの登録事業者になれば、売上げにかかわらず納税義務が発生するとともに、請求書等の様式変更やシステム改修など多大な経費が生じることになる。また、免税事業者のままでは、インボイス発行ができないため、課税事業者との取引から排除され、廃業に追い込まれることも大変懸念される。

インボイス導入で、財務省は新たな課税事業者は161万人と試算し、2,480億円の増収を見込んでいるが、小規模・零細事業者にとっては、長引くコロナ禍の打撃に追い打ちをかけられることとなり、地域経済の再生をも阻害しかねない。

よって、小規模・零細事業者やフリーランスの生活を守り、景気回復のためにもインボイス制度の延期又は中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。全員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時19分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時20分）

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから、発議第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番(徳田拓嗣) インボイス制度が10月1日に執行する中、4日後に迫っており、これでインボイス制度の延期または中止を議会が賛成になった場合、混乱が生じると考えられます。

それと、私は公明党の議員であり、自公が連立する中で推進の立場であることから、反対討論とさせていただきます。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論はありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 美濃議員の最初の説明にもありましたように、短期間に五十数万人の反対の署名が集まっております。これもう一気に今増えているわけですね。

10月1日から始まれば、混乱するのは行政のほうではなくて、業者ではなくて、そのインボイスをしなければならない、インボイスで課税される人たちが混乱するんです。

多くの方が課税者になって、そして今廃業を余儀なくされたり、また非常に困難な状態に陥ってます。無理やりこのインボイス制度に加担していかなければならないというところが増えているわけですね。無理やりですよ。誰もやりたくてこの適格請求書のこの方式をやりたくてやるわけではない。無理にやらなければ、排除されるから、排除されるからやるということになってるだけで、非常に大きな問題が起こると思います。これで廃業という方も多いわけです。したがって、こんなことやられますと、大きな経済的な打撃になると思います。今不況ですからね。この不況がもっともっと加速するのではないかと、こういう事態が考えられるわけです。

したがって、混乱するというのはどちらが混乱するか、非常に見極めてもらって、意見書をぜひとも可決していただきたい、このように思います。

以上です。

(6 番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

4 番、藤井基彰議員。

(4 番 藤井基彰 登壇)

○4 番 (藤井基彰) 私のほうからの意見で反対討論をいたします。

まず消費税は広く国民のほうから集めて、社会保障制度等に充当しようと、そういうものだと思っています。現行の消費税の制度につきましては、今美濃議員も言われたいように1,000万円のラインでいろんな問題があります。御存じのように1,000万円以下は免税業者となり、自分がいただいている消費税の部分を、自分のところで止まってしまって、国のほうへ納めなくて済む状況にあります。すなわち、俗に言う益税という形になって、我々が支払った消費税は国のほうへ届いていない。そういう状況にあると僕は考えています。

それと同時にもう一点、5,000万円以下に関しましては、簡易課税制度でしたか、がございます。これも本計算と比べると若干の誤差が出てくると思います。よく税務関係で相談しますと、簡易課税にしますか、本計算しますかとおっしゃいます。どちらが得ですよなんてお話も出ます。基本的に税金を納めるのに、得とか損とかあったらおかしいという状況です。でもそういう制度が現行としては続いています。

それを是正するに当たりインボイス制度、いろんな問題があるにせよ、有効であると考えます。と同時に10月1日から施行される、これにつきましては以前から前もっての周知もされて、いろんな商工会であり、いろんな状況での勉強会もなされていると思います。いろんな問題はあると思いますが、状況を見ていずれしなければならないのは当然であり、よって発議に対しては反対いたします。

以上です。

(4 番 藤井基彰 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(美野勝男) 起立少数です。

したがって、発議第2号は否決されました。

◎日程第9 議員派遣の件について

○議長(美野勝男) 日程第9、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第10 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長(美野勝男) 日程第10、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出と、決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

また、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の委員長から、所管事務の調査について、会議規則第73条第1項の規定による通知、会議規則第74条の規定による委員派遣承認要求と併せ、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに、御異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月27日

議 長 美 野 勝 男

議 員 七良浴 光

議 員 北 道 勝 彦